

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	子ども未来応援課

契約業者名・住所	松戸商工会議所 会頭 待山 克典 松戸市松戸1879番地の1
工事等の名称	松戸市子どもの学習支援事業実施施設賃貸借契約（松戸地区）
工事等の場所	非公表
種 別	建物賃貸借
工事等期間	令和8年4月1日から令和8年4月30日まで
契約金額	月額 277,779 円（消費税別）
工事等の概要	松戸商工会議所の所有する建物の一部を松戸市子どもの学習支援事業（松戸地区）を遂行する施設として賃借する。
随意契約の理由	松戸地区における子どもの学習支援事業の実施に係る会場の選定にあたっては、次の条件を充たしていることが必要である。 ①学習スペースとして30人以上を収容できるだけの十分な広さがあること。 ②事業全体の会場数、設置地区を考慮し、松戸駅から徒歩10分圏内であること。 ③利用する子どもの安全面を考慮し、人通りの少ない道路に面した建物はできるだけ避けること。 ④机や椅子などの事業に必要な備品を常時配置しておけるよう、年間を通して確保できる会場であること。 会場の選定にあたっては、上記及び費用面等から総合的な判断をする必要がある。 本物件は現時点で上記の条件をすべて満たしており、かつ費用面でこれより安価な物件が見つからないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、当該所有者を相手方として随意契約とすることが妥当かつ適法であると思料する。